

TPP協定交渉の現状

(説明資料)

平成25年 2月
内閣官房

- ①: これまでのTPP関連の動き
- ②: 日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場
- ③: TPP交渉参加に向けた米国との協議

(参考1): TPP協定のメリット及びデメリットとして指摘される点(例)

(参考2) TPPに加入した際の影響に関する試算

(参考3): APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合

(参考4): 日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較

(参考5): これまでのTPP広報に係る取組について

①これまでのTPP関連の動き

2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。

2008年 米国が交渉開始意図表明。

2009年 米国、TPP交渉への参加を議会通知。

2010年 (交渉会合を4回開催)

3月 第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

10月 菅総理(当時)所信表明演説「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」
第3回会合でマレーシアが交渉参加。計9カ国に。

11月 APEC首脳会議(於:横浜)

菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」

2011年 (交渉会合を6回開催)

11月 APEC首脳会議(於:ホノルル)

野田総理(当時)、「交渉参加に向けた関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたい」旨表明。

メキシコ、カナダ、交渉参加に向けた協議開始の意向表明。

2012年 (交渉会合を5回開催)

1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。

4月 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。

6月 交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。

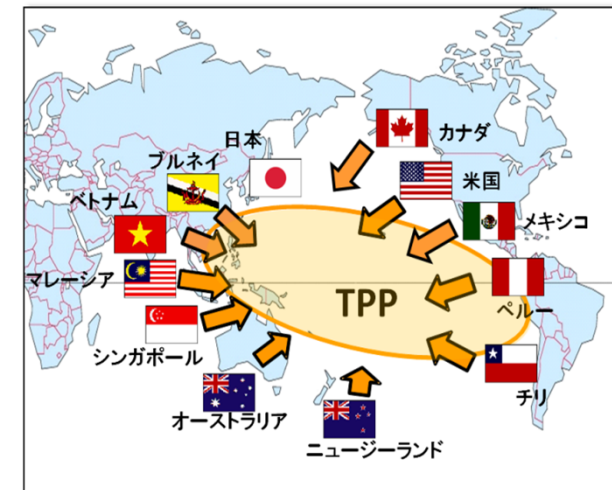
⇒10月、両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続きが終了。計11カ国に。(※実際の交渉会合への参加は11月)

11月 オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。

東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。

2013年 次回交渉会合は3月(シンガポール)

(報道等によれば、5月及び9月にも交渉会合が開催予定。また、10月にはAPEC首脳会議がバリ島にて開催予定。)



TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

(出典: 昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p>	<p>(15) 投資</p>	<p>(16) 環境</p>
<p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に関するルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>

直近の交渉の状況(第15回交渉会合の概要)

(※以下の情報は、米、ニュージーランドによるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

■1. 会合及び交渉の全体像

- 日程:2012年12月3日-12日(於:オークランド(NZ))
- 交渉参加11カ国から交渉担当者が参加。
- 次回交渉会合は、3月4日-13日にシンガポールで開催予定。
- 12月7日に開催されたステークホルダー会合には、多くのステークホルダーが参加(300名以上が登録)。交渉参加国から参加したステークホルダーにより、知的財産、労働、環境、市場アクセス等に関する70以上のプレゼンテーションが行われるとともに、交渉担当者との非公式な意見交換が行われた。同日には、交渉参加国の首席交渉官によるステークホルダーのためのブリーフが開催された。
- メキシコ及びカナダが、全体交渉会合に初めて参加した(注:両国は11月にメキシコで開催された中間会合から交渉に参加。)。

■2. 今次交渉会合の成果

- 今次交渉では、初めて全体交渉会合に参加したメキシコ及びカナダを円滑に交渉に組み入れること、及び2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標とされた。29章からなる協定の残る部分をまとめるべく更なる取り組みがなされ、交渉全体として進展があった。
- 貿易の技術的障壁、電気通信サービス、税関手続、衛生植物検疫といったより技術的な分野では、交渉担当者は問題を解決すべく、また、残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み、次回交渉会合までの間も作業を行うことに合意した。
- 知的財産、環境、投資等のより複雑又はセンシティブな分野では、より技術的な問題の解決へ向けた作業が行われるとともに、交渉妥結の際に解決が必要な難しい問題についても、実質的な立場の相違の明確化に向けた作業が行われた。
- 市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達市場を開放するコミットメントに関しても議論を行った。また、次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。

最近のTPP交渉会合の成果

交渉会合の成果	日程・場所
<p>—期待していたより良い進展があり、中小企業による協定利用促進に関する議論が終結。投資、商用関係者の移動、原産地規則、知的財産、サービス貿易、市場アクセス、税関手続、労働及び環境等に関する章が前進。また、規制制度間の整合性、TPP参加国間のサプライ・チェーンの深化、開発の促進といったその他の分野的横断事項についても妥結へ向けて前進。</p> <p>—市場アクセスの協議では、各国の鉱工業品、農産品及び繊維市場へのアクセスを提供する野心的な関税パッケージを作成するために取り組みを継続。また、各国のサービス及び政府調達市場の自由化に向けた約束に関する議論を実施。</p> <p>—国有企業に関する米国の提案について有意義な議論を行ったほか、環境、デジタル・エコノミー及び地域的サプライチェーンの開発などに関する新しい課題についても建設的な議論を行った。なお、チリは環境保全及び生物多様性に関し、チリの農業の利益を守ることを前提に、現行の国際法に沿った提案を行った。</p>	<p>第12回会合</p> <p>2012年 5月8日－16日 米国 (ダラス)</p>
<p>—税関、越境サービス、電気通信、政府調達、競争政策及び協力とキャパシティビルディングを含む多くの分野において特に重要な進展があった。また、原産地規則、投資、金融サービス、一時的入国等を含むその他の分野においても実質的な進展があった。より複雑でセンシティブな分野である知的財産、国有企業、環境についても議論を行った。</p> <p>—各国の鉱工業品、農業及び繊維市場へのアクセスを与える野心的な関税パッケージについて、集中的な協議が続けられた。加えて、米国と他のTPP交渉国が新しい潜在的機会があると見なしているサービス市場についても、自由化に関する特定のコミットメントについて協議された。</p> <p>—協定の利益を更に増大させるために、どのように地域のサプライチェーンを発展させるかについての議論も進展した。</p> <p>—米国は、知的財産の作業部会において、著作権の制限と例外に関する新しい提案を行った。</p>	<p>第13回会合</p> <p>2012年 7月2日－10日 米国 (サンディエゴ)</p>
<p>—市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障害、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府調達等を含む幅広い分野で進展があった。</p> <p>—鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。</p> <p>—交渉参加9カ国は、知的財産、環境、労働等の重要な課題についても引き続き重点的に取り組んだ。</p>	<p>第14回会合</p> <p>2012年 9月6日－15日 米国 (リーズバーク)</p>

(※第12回から第14回の交渉会合後の参加国によるプレスリリースをもとに取りまとめたもの。)

②日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場

国名	日本の交渉参加に関するTPP交渉参加国の立場
ベトナム	2012年1月－2月にかけて協議を行い、6カ国からは、日本の交渉参加に関して <u>基本的な支持を得ている。</u>
ブルネイ	
ペルー	
チリ	
シンガポール	
マレーシア	
豪州*	豪州及びNZとは、2012年2月に協議を行い、先方からは日本の交渉参加への関心を歓迎する等の表明があったが、両国としては、 <u>我が国のTPP交渉参加について引き続き検討が必要と</u> のことであり、今後とも緊密に連絡を取り合っていくこととしている。
NZ*	
米国*	<p>2012年2月、米国からは、日本が交渉参加に向けた関係国との協議に入ることを表明したことを歓迎する等の表明あり。また、議会や利害関係者が強い関心・懸念を有している問題として、自動車、保険等の問題について説明あり。同年4月の日米首脳会談において、野田総理(当時)から昨年11月に表明した総理の考えは変わっていない旨述べ、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明あり。11月の日米首脳会談では、協議の加速化で一致。</p> <p>2013年2月の安倍総理とオバマ大統領の間の日米首脳会談で、両首脳間で、<u>①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点を明示的に確認し、日米の共同声明を発出。</u></p>

(*:我が国が二国間でEPAを締結していない国。)

◆仮に米国との協議を終了したとしても、実際の交渉参加までに少なくとも3か月かかる。

(米国は、2007年に失効した「貿易促進権限(TPA)法」上の手続を踏襲し、交渉開始の少なくとも90日前までに議会に通知する。メキシコ、カナダの交渉参加の際にも同手続を経た。)

③TPP交渉参加に向けた米国との協議

自動車

・米国の関係業界や議会等の意見・要望等を踏まえ、透明性、流通、技術基準、認証手続き、新／グリーン・テクノロジー、税のような色々な考えが米国政府から伝えられているところであり、これらについては、引き続き政府間で議論中。

保険(郵政)

・米側は、日本郵政と民間企業の間に対等な競争条件が確保されるまで、日本郵政によって新規商品等が導入されるべきではない等と主張。

【参考1】2012年5月9日の朝日新聞インタビューでの斎藤前社長の発言(以下括弧内が報道)

「斎藤社長は、がん保険への参入を当面は凍結する考えを示した。いつまで凍結するかは明らかにしなかった。」

【参考2】かんぽ生命は2012年9月に学資保険の改定を申請し、同12月に条件付きで金融庁・総務省の認可を得た。ゆうちょ銀行は2012年9月に新規事業として個人向け住宅ローンへの参入を申請した。

牛肉

・米側は、我が国が米国産牛肉の輸入を月齢20か月以下のものに制限していることについて、科学及び国際基準に基づき、牛肉市場を開放することを主張。

・牛肉については、TPP交渉とは別に、わが国のBSE対策見直しの一環として、科学的知見に基づき個別に対応しているところ。

・厚生労働省による諮問を受け、2012年10月、食品安全委員会は、国内BSE検査の対象月齢及び牛肉輸入制限の対象月齢を30か月齢へ引き上げた場合等における人の健康への影響は無視できるとの評価を、厚生労働省に対して答申。厚労省審議会は、見直しを了承。2013年2月1日より実施。

(参考1) TPP協定のメリット及びデメリットとして指摘される点(例)

TPP協定のメリット
(1) アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へのステップとなる。
(2) TPP協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになる。
(3) 日本の製品がTPP協定参加国の国内製品と差別されないようになる。
(4) 日本の技術やブランドが守られるようになる。
(5) 日本企業が行った投資がTPP協定参加国において不当な扱いを受けなくなる。
(6) 貿易の手続きやビジネスマンの入管手続きを簡単にすることで、中小企業も海外で活動をしやすくなる。

TPP協定のデメリット
(1) 原則として即時に全品目の関税の撤廃が求められ、その結果、農業の衰退や自給率の低下を招くのではないか。
(2) 安全ではない食品が増加したり、食品の安全基準が緩和されるのではないか。
(3) 公的な医療保険を受けられる範囲が縮小されてしまうのではないか。
(4) 質の低い外国人専門家(医師・弁護士等)や単純労働者が大量に流入するのではないか。
(5) 地方の公共事業が海外の企業にも一層開放されることで、海外の企業に取られてしまうのではないか。
(6) 外国人の投資家が訴えることで、日本の国内制度を変更させられるなど、国家主権にも影響が及ぶのではないか。(ISDS制度)

(参考2)TPPに加入した際の影響に関する試算

平成22年に政府が対外公表した試算

【特定の分野への影響を分析した試算】

1. 農林水産業への影響試算(農水省試算)(「全世界」に対して関税撤廃、主要33品目)
生産額減少 毎年4.5兆円程度

2. 基幹産業(自動車・電機電子・産業機械の主要品目)への影響試算(経産省試算)
(日本がTPPや、EUと中国とEPAを締結せず、韓国がEU、米、中とEPAを締結した場合)
実質GDP1.53%相当減(10.5兆円減)

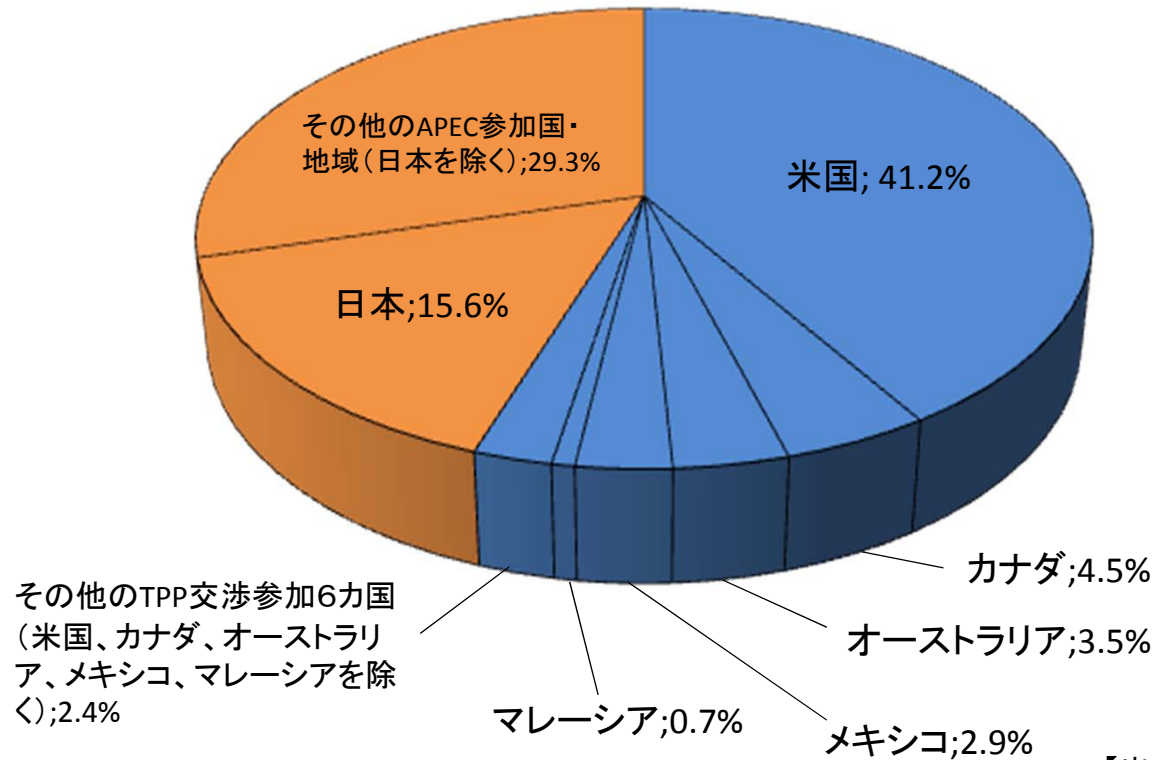
【我が国経済全体への影響を分析した試算】

3. マクロ経済効果試算(GTAP試算)
(関係省庁で合意。TPP(9カ国)参加(100%自由化))
実質GDP 0.54%増(2.7兆円増)

※GTAP(Global Trade Analysis Project):WTOはじめ広く関係機関が活用している一般均衡モデル

(参考3) APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合

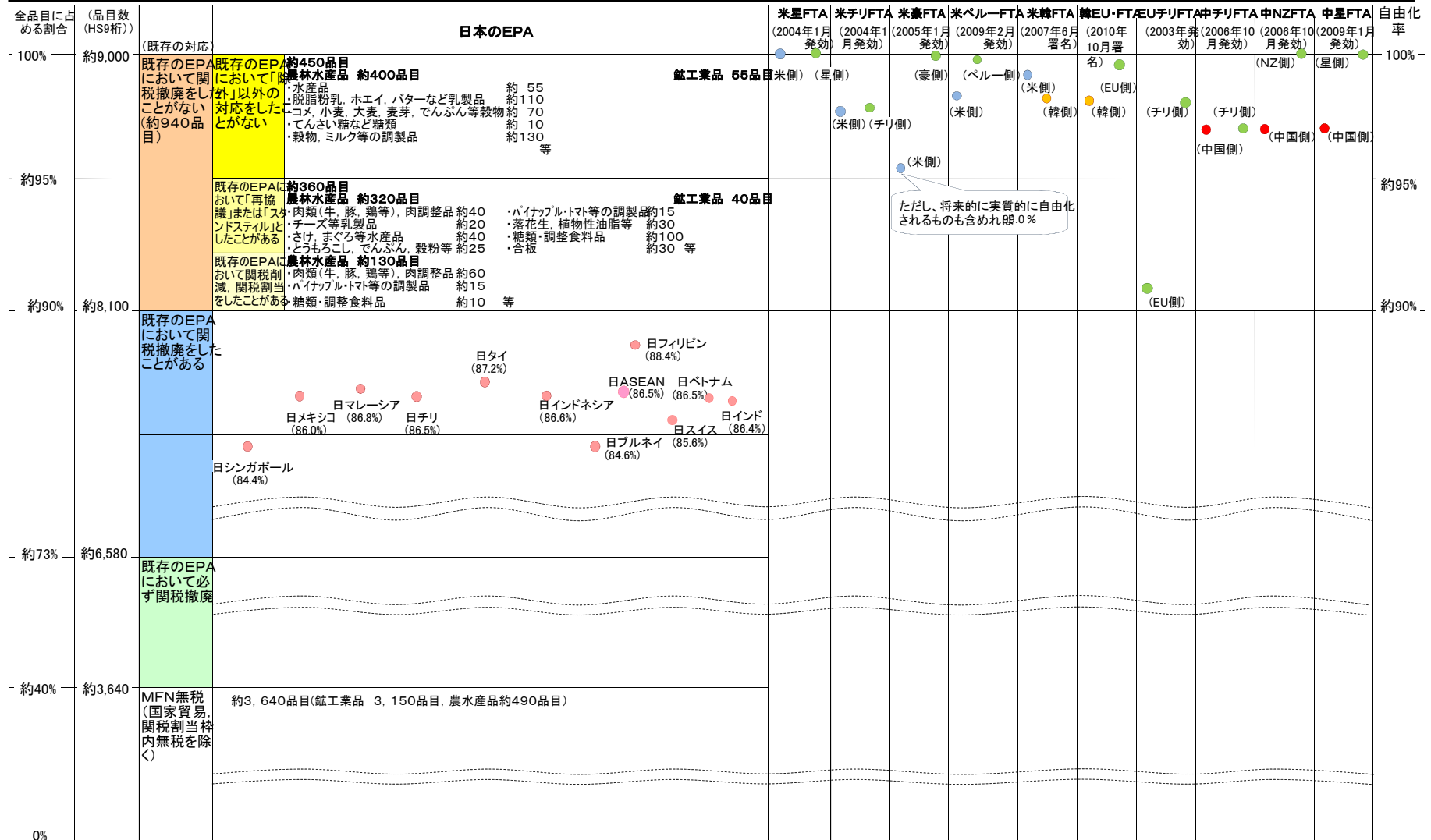
■ TPP交渉参加国 : 55.2%
■ その他のAPEC参加国・地域 : 44.8%
(2010年)



【出典】IMF World Economic Outlook Database

(参考4) 日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

(参考5)これまでのTPP広報に係る取組について

1. 新聞広告

○2012年3月31日に全面広告を全国主要5紙(日経、朝日、読売、毎日、産経)に掲載。

2. 主要都市における地方シンポジウム

○共同通信社及び全国地方新聞社連合会が主催した「TPPをともに考える地域シンポジウム」に参加。(昨年2月から3月にかけて合計9回実施。)

3. 都道府県別説明会

○都道府県別説明会を2012年2月上旬から開始。都道府県からの要望があったところについては全て、説明員(課長級)を派遣し、24道府県(延べ25回)を実施。

4. 地方6団体との意見交換について

○団体の意向を確認し、全国知事会等の6団体との意見交換を実施。

5. 諸団体等との意見交換について

○2011年10、11月に19団体との間で意見交換を行った。2012年3月以降には、この19団体を含む関心の高い67団体との間で意見交換を実施。

6. NPO団体主催の市民との意見交換会

○NPO団体の求めに応じ、先方主催の意見交換会(東京、大阪及び名古屋)に関係省庁(外務、経産、農水、厚労)とともに対応。

→2012年2月以降でも、上記2. ~6. をあわせ、約90回、約100団体に対して意見交換を実施。